公表資料

指定地域密着型(介護予防)サービス事業者への処分について

令和5年11月17日

倉敷市保健福祉局指導監査課

本日,下記の指定地域密着型(介護予防)サービス事業者に対し,介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき,次のとおり処分を行いました。

1 対象事業者

株式会社グループホーム長楽園

倉敷市菰池3丁目434番地 代表取締役 藤 原 信 幸

2 対象事業所及びサービス種別

グループホーム長楽園

認知症对応型共同生活介護、介護予防認知症对応型共同生活介護

(倉敷市菰池3丁目434番地 平成16年10月1日指定 定員18名)

3 処分内容

指定の一部の効力の停止(新規利用者の受入れ停止)6月間

4 効力を停止する期間

令和5年12月1日から令和6年5月31日まで

5 経緯

令和5年7月14日 市に虐待(不適切な介護)の通報あり

令和5年7月21日以降 市が事業所に監査を実施

令和5年10月20日 市が代表取締役あてに11月1日までに弁明書を提出するよ

う通知を発出

令和5年10月31日 市が代表取締役からの弁明書を受理

令和5年11月17日 市が指定の一部の効力停止処分の通知を発出

6 処分の原因となる事実

(1) 人格尊重義務違反(介護保険法78条の10第6号該当)

グループホーム長楽園(認知症対応型共同生活介護)において、次の事実を確認した。

ア 令和5年7月に夜勤に従事していた職員が、朝リビングに来るのが遅かった女性利用者に対し、強い口調で叱責し、その際、別の女性利用者を呼び捨てにして高圧的に同意を求めるといった不適切な言動を行ったもの。また、同じ日の午前中に男性利用者に対しても同職員が侮蔑的、高圧的で不適切な言動を行ったもの。

また、代表者、管理者は少なくとも2年前から当該職員の利用者に対する高圧的で 不適切な言動について把握していたにもかかわらず効果的な対応を取っていなかった もの。

イ 利用者13名に対し、夜間の時間帯に毎日のように身体的拘束(ベッド柵で行動を制限する行為)が行われていたが、その態様等が記録されておらず、「緊急やむを得ない場合」であるかどうかの検討が行われていなかった。また、職員等の証言から少なくとも10名の利用者については昨年から監査に入るまで1年以上継続して同行為を行っていたことを確認したもの。

ウ 代表者が利用者に対し、侮辱的及び高圧的等の不適切な言動を行ったもの。

(2) その他法令違反(介護保険法第115条の19第11号該当)

介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法第78条の10第6号の違反を行った。